

法学部 法律学科

教育研究上の目的

法律学科は、法的な知識の修得と応用を通じて広く法的な思考能力と正義感覚を備え、また、社会の基本構造と政治機能の認識を深めて、健全な常識と柔軟な思考力を身に付けた自主的・自律的な社会人（市民）の育成を目的とする。

教育目標

本学の教育目標及び本学科の教育研究上の目的等を踏まえ、法律学科では、法的な知識の修得と応用を通じて広く法的な思考能力と正義感覚を備え、また、社会の基本構造と政治機能の認識を深めて、健全な常識と柔軟な思考力を身に付けた自主的・自律的な社会人（市民）の育成を最終目標とします。

司法制度改革によって法律専門職につくための仕組みや環境が大きく変わり、また、変化の著しい現代社会に応じた幾多の法制度改正によって、経営・取引実務に求められる法的素養のレベルは、かつてと比べ一段と高くなっています。さらに、裁判員制度の導入、震災復興、科学技術（原発や生殖補助医療など）と法の問題等、既存の法制度や法理論をもってしては克服しがたい法的課題があります。このような法環境の変化と連動する社会の基本構造の変容と政治機能のあり方についても深く考察する必要があります。

本学科では、憲法・民法・刑法といった基本的法律科目から先端展開科目に至る授業科目を段階的に学修して法体系全体を俯瞰することができる能力を涵養し、同時に、社会の基本構造、政治の果たす役割・機能ないし統治機構の仕組みを把握できる科目の履修により、法の基礎知識と応用力を備えます。さらに、各年次に多くのゼミナールを用意し、プレゼンテーション能力とコミュニケーション能力の向上を図ります。これらをもって、健全な常識と法的思考力を活かし、法律職、企業法務の世界で、さらに実社会の幅広い分野で活躍できる人材を育成することを教育目標として定めます。

ディプロマ・ポリシー

（学位授与の方針）

本学科のカリキュラムにおいて、所定の卒業要件単位を修得した者は、次に掲げる能力や資質を身につけていると判断し、学士（法学）の学位が授与されます。

1. 健全な常識と法的思考力を備えている
2. 職業人としての幅広い教養と十分な語学力を備え、かつプレゼンテーション能力とコミュニケーション能力を備えている
3. 各種法律職につくための基礎的な学力を備えている
4. 経営・取引実務上必要とされる法学的素養を備えている
5. 先端的な社会問題に対応する能力を備えている

カリキュラム・ポリシー

（教育課程編成・実施の方針）

本学科は健全な常識と柔軟な思考力を身につけた自主的・自律的な社会人となる人材を育成するため、以下に示した方針で教育課程を編成しています。

1. 法的な思考と正義感を養うためのカリキュラムを編成している。
2. 幅広い教養と十分な語学力を養うための科目を配している。
3. 社会の基本的構造、政治機能等に対する認識を深めるための科目を配している。
4. 社会のニーズ・関心や学生の進路にきめ細かく対応した3コースを置いている。
5. 4つの選択科目群から比較的自由に科目選択することができるようにしている。
6. 各年次に豊富にゼミナールを配し、プレゼンテーション能力とコミュニケーション能力の向上に役立てている。
7. 法体系全体の基本となっている「憲法・民法・刑法」を基礎から十分履修できるよう科目を配している。
8. その上に立って、特別法ないし特殊な領域の法に学修の対象を広げていく科目編成としている。